



寒霞溪からこんにちは

創刊号

寒霞溪の自然を守る連合会 通信

2010年6月25日

寒霞溪の自然を守る連合会 〒761-4433

香川県小豆郡小豆島町神懸通甲 1689-2

電話&FAX 0879-82-4634

ゆうちょ銀行口座 内海ダム再開発事業認定取り消し訴訟原告団 01690 9 1320



コンテンツ

| | |
|-----------------------------|-------|
| 表紙：団結小屋を設置しました | - 1 - |
| 創刊の挨拶： | - 2 - |
| 現況報告： | - 3 - |
| 私の一言： 現地からのメッセージ | - 4 - |
| 原告団からの報告： | - 5 - |
| 立木トラストからの報告： | - 7 - |
| 「内海ダム再開発反対運動を支える会」からの緊急のお願い | - 8 - |
| 綴込み 新内海ダム いろは | |
| 7.18 新内海ダム計画大勉強会 チラシ | |

寒霞溪の自然を守る連合会

自然（寒霞溪）と共に生きる会
 内海ダム再開発事業と国立公園寒霞溪の自然を考える会
 環瀬戸内海会議（内海ダム反対（寒霞溪）立木トラスト）
 内海ダム関係訴訟原告団
 内海ダム再開発反対運動を支える会

平成22年6月吉日

全国の支援者各位

寒霞溪の自然を守る連合会

(新内海ダム建設中止を目指して)

代表 山西 克明

「寒霞溪からこんにちは」創刊にあたってのご挨拶

—新内海ダムの新局面を迎えて—

全国の皆様におかれましては、かねてから我々の「国立公園・寒霞溪」の自然を「ダム建設の破壊」から守る運動に物心両面にわたって積極的なご支援を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

この「寒霞溪」は、明治期に外国人により別荘地として買収されましたが、地元の先輩が私財を投じて買い戻し、これを絶対に後世に残すべき貴重な天与の遺産だとしたという「経緯」があります。実はこれが我が国での「ナショナル・トラスト」の嚆矢でありました。

さて現在にあつては、この「新内海ダム」建設事業に対する「事業認定取消訴訟」「ダム建設事業関連の情報の公開を求める住民訴訟」「当該土地収用に係る異議申し立て訴訟」「農民共有溜め池の不当買上げの異議申し立て訴訟」等を巡って激しく係争中であります。

しかしながら、当該行政側から地先住民の我々に対して全く誠意を見せないばかりか、我々のあらゆる質疑に対し「目下係争中」として、全く返答しようとしません。しかもその間にあつても建設工事は着々と進行させ、「既成事実の積み上げ」に躍起となっております。

さらに香川県土地収用委員会における「審理」も、御用委員会の面目を發揮して、五月を以て一方的に「審理終了」と発表し、この七月には「審決」の予定となっております。しかもその「審決内容」に至つても、およそ予想される通りでありましょう。

我々は郷土の先輩の残してくれた「貴重な遺産」を守り抜き、こうした行政側の「不誠実極まりない態度」に断固抵抗し、その建設に「合理的根拠」を持たない「不要なダム建設の中止」を勝ち取るため、この度現地に「団結小屋」を整えました。あわせて、新内海ダム問題を多くの皆様にお知らせするために「寒霞溪からこんにちは」—寒霞溪の自然を守る連合会通信—を発行することにいたしました。

我々はこの小屋と「寒霞溪からこんにちは」を我々の「闘志と団結」のシンボルとして、また全国の支援者の皆様方への我々の「決意の表明」としたい所存であります。

何卒我々に今後とも変わらぬ暖かいご支援を賜れますよう厚く厚くお願い申し上げて、この度の我々の行動に対する御挨拶に代えさせていただきますと共に7月18日に予定しております現地における「緊急大勉強会」には是非とも多数御参集くださいますよう御案内致します。

内海ダム再開発事業

現場からの経過報告

寒霞溪の自然を守る連合会

新内海ダム建設計画が公になったのは、1997年小豆島島内に吉田ダムが完成した矢先だったという。吉田ダムで小豆島島内の貯水量は2.5倍となり、以後小豆島では断水どころか給水制限もただの一度も起きていない。香川県議会での吉田ダム建設計画の審議では、これが小豆島最後のダムとまで言われたという。

ところが、それまで地元からの「老朽化する既存内海ダムの修復・強化」を要望に耳を貸さなかった香川県は、95年の阪神淡路大震災後、にわかにはダム堤が沈下、耐震性が弱いと言いつし、それがいつの間にか巨大ダム建設計画＝内海ダム再開発事業に化けた。既存内海ダム直下の自治会の意見を無視して・・・

そして、香川県は住民の意見や疑問に答えることなく、巨大ダム建設「まずありき」しゃにむに突き進んできた。これまで、事業の緊急性・公共性・公益性について香川県は、住民の求める専門家を交えての公開討論会開催を一切拒否し、07年8月土地収用事業認定への「儀式」として地元説明会を強行した。たった1日3時間程度、再質問も許さず、ダム建設の可否については殆ど議論なしの説明会であった。

03年から環瀬戸内海会議の支援で、地元では反対意見や疑問の声すら封じられ、嫌がらせを受けながら、「内海ダム反対立木トラスト（寒霞溪トラスト）」を実施し、新内海ダム反対を意思表示した。そして立木トラストには、全国から共感と参加を得て、その数1300口余に達した。全国から「寒霞溪を守れ」「巨大ダムは要らない」「ダムより緑のダムを」の声が寒霞溪に集ったのだ。そして05年5月からは住民は高齢を押し、毎月一回香川県庁前での街頭宣伝を続け、計画の不当性を県民に訴えてきた。

しかしながら、香川県は県財政逼迫にもかかわらず、今日までダム建設に血道をあげ、08年3月に香川県は、国に土地収用事業認定を申請し、6月土地収用事業認定についての2回の公聴会を経て、09年2月6日国交省は1年近いという異例の時間を要して土地収用事業認定を下してしまった。

地権者は3月2日、直ちに土地収用事業認定を不服として行政不服審査請求を行った。しかし香川県は3月19日、香川県が県土地収用委員会に土地収用裁決・土地明渡申し立てを申請した。

さらに地権者・立木トラスト参加者は6月30日、内海ダム再開発事業認定取消請求を高松地裁に提訴した。また、8月の衆議院選挙による政権交代、鳩山政権誕生と「コンクリートから人へ」、「ダムに頼らない

治水対策」への転換が提起される中、10月15日には前原国交大臣に直接面談し、内海ダム事業への補助金凍結を要請した。しかし、香川県は10月21日、本體工事落札業者と仮契約を発表するなど、既成事実を積み重ねてきた。

12月12日には、前原国交大臣が新内海ダム予定地現地を視察し、県知事に「ダム計画の再検証・見直し」を要請したが拒否された。それも、県議会による本體工事契約議決の3日前のことである。香川県知事は要請を断った上で、県議会野党が反対する中、自民・公明のみの賛同で強行可決すると同時に、10年夏の次期知事選不出馬を表明した。10年2月下旬には国の予算未定のまま、本體工事に着手してしまった。

3月12日には該当する長野（浅川ダム）、香川（内海ダム）、熊本（路木ダム）の市民団体連帯による申し入れ、10年3月25日には09年12月に続き、三日月国土交通省政務官との面会にまではこぎ着けた。しかし、国は「債務負担行為や複数年度契約を行っている場合、減額等を行うと国の裁量権の逸脱を問われる可能性がある」として、面談の翌日、3月26日には内海ダムへの国の補助満額交付を発表してしまった。

本当に国には裁量権がないのだろうか。補助金適正化法を読む限り、例え予算を付けても交付決定を出すかどうかは国の裁量権の範囲としか読めない。大臣発言はダムを進めたい官僚たちの代弁にしか見えない。

現場ではこれまでになく緊張が高まっている。地権者はじめ私たちは、内海ダムの収用事業認定に対する不服審査請求・事業認定取消訴訟・落合池底地（買収済用地）の所有権移転登記抹消請求訴訟・内海ダム事業への公金支出返還差止め住民訴訟・これらに基づく執行停止申立と、およそ考えられる手だてを行使している。

10年4月20日、香川県収用委員会はわずか5回の審理と現地見分1回で審理を終了し、7月初旬にも土地収用裁決を下す見通しとされる。

予断を許さない状況下、訴訟・毎月一回の街頭宣伝を続けながら、あらためて世論の理解を求めて収用地内に「団結小屋」を設置し、計画中止まで闘うことを決意している。この7月18日には緊急決起集会を開催予定している。

全国からの更なる支援をお願いいたします。

2010年6月20日記

■行政庁等に対する申立て

I 審査請求

1 国土交通大臣に対する審査請求

反対者の土地や立ち木を強制収用してまで造ろうとする「新内海ダム」。
 真鍋香川県知事は、5回に及ぶ「収用委員会審理」でも「必要性の科学的根拠」が説明できずに結審。「必要性がない無駄遣い」を知事が証明した。
 世界に例がない山をまたぐ西日本一長い「巨大変形堰堤・真下に三つの断層・堆積地質で堅い岩盤が無い」「寒霞溪の景観破壊と堰堤決壊で大惨事の恐れ」新内海ダムは「小豆島沈没への道」中止は「小豆島元気への道」。

「私のひとこと」 佐伯幸男

る請求
 業認定を前提とす
 及び既に支出済み

〔経過〕平成22年2月15日 申立て

2 小豆島町

〔請求の内容〕

〔経過〕

香川県がうその申告、内海ダム再開発は香川県がうその申請をしたのがはじまりです。
 昭和51年度災害で別当川が氾濫して片城、草壁本町で600余戸が大浸水した。
 その原因が別当川だと国に申請したが、それはダムを作るべくでの事で、本当は片城川の氾濫で片城地区が浸水。草壁本町東地区と草壁本町西地区の被害は、西城川上流のため池の決壊によるものである。あの災害時、別当川は小豆島でも一番被害が少なかったのに、香川県が災害の原因は、別当川の氾濫によるものと国に申請したのが始まりである。

小豆島町 櫛本イトユ

■裁判所に対する

I 取消訴訟

1 事業認定

〔請求の内容〕

〔経過〕

平成21年6月30日 高松地方裁判所に訴状提出

3回の口頭弁論、裁判官による現地視察が行われ、現在も訴訟係属中

2 執行停止申立

〔請求の内容〕

上記1の取消訴訟における判決が確定するまでの間、事業認定を前提とする手続が進行されることの停止を求める申立て

〔経過〕

平成21年11月24日 申立て

高松地裁において却下決定が出され、その後、高松高裁に抗告申立を行ったが抗告棄却決定が出され、現在、最高裁に上告中

II 住民訴訟

1 香川県知事に対する公金支出差支

「原告団からのご報告」

〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の返還を求める訴え 山西 克明

〔経過〕

平成22年4月26日 高松地方裁判所に訴状提出

第1回口頭弁論が開かれ、現在も訴訟係属中

全国の未着島曲線を受用する公金支出差支等団は、現在も訴訟係属中
 われている建設工事内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に納済済全国の方々に知って戴き世論に平成22年5月に自然環境部高松地方裁判所に訴状提出

〔経過〕

平成22年5月1日 高松地方裁判所に訴状提出

これに対し行政からの態度は「私達の最悪知りたし第1回口頭弁論で誠意がなく一切の返答もなく却下された」

「只今、係争中なので・・・」と取り合って戴けないばかりか私達地主には、土地収用委員会の権限を行使し、登記抹消請求「裁決発表」が7月頃に、という厳しい段階になって参りました。〔請求の内容〕内海ダム再開発事業によりダム底に沈むこととなる落合池の所有権登記

私達には土地収用委員会への抹消を求め、事業認定の取り消しを求めるとともに工事の凍結を求める法手続きと裁判、この事業への百頭弁論が審理され、現在も訴訟係属中

〔経過〕

平成21年11月9日 高松地方裁判所に訴状提出

2回の口頭弁論が審理され、現在も訴訟係属中

「収用委員会の抹消を」に整理していただきました。別表として次ページに掲載いたしますのでご参照ください等の確定、損失補償金の額等につき調査、審理を行う

〔経過〕

平成22年11月9日 高松地方裁判所に訴状提出

2回の口頭弁論が審理され、現在も訴訟係属中

私達も正義感に因り、現在、収用委員会による判断待ち

「裁決発表」が7月頃に、という厳しい段階になって参りました。〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に関して起業者から収用または使用の裁決申請があった土地

■行政庁等に対する申立て

I 審査請求

1 国土交通大臣に対する審査請求

〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る事業認定の取消決定を求める請求

〔経過〕平成21年3月2日 申立て

現在、国土交通大臣による判断待ち

2 国土交通大臣に対する手続停止申立

〔請求の内容〕上記1の審査請求に対する裁決が出るまでの間、事業認定を前提とする手続が続行されることの停止を求める申立て

〔経過〕平成21年10月26日 申立て

現在、国土交通大臣による判断待ち

II 住民監査請求

1 香川県知事に対する住民監査請求

〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の賠償を求める請求

〔経過〕平成22年2月15日 申立て

平成22年3月29日 却下決定（住民訴訟提起へ）

2 小豆島町長に対する住民監査請求

〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の賠償を求める請求

〔経過〕平成22年3月9日 申立て

平成22年4月19日 却下決定（住民訴訟提起へ）

■裁判所に対する訴え

I 取消訴訟

1 事業認定処分取消請求訴訟

〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る事業認定処分を取消すことを求める訴え

〔経過〕平成21年6月30日 高松地方裁判所に訴状提出

3回の口頭弁論、裁判官による現地視察が行われ、現在も訴訟係属中

2 執行停止申立

〔請求の内容〕上記1の取消訴訟における判決が確定するまでの間、事業認定を前提とする手続が続行されることの停止を求める申立て

〔経過〕平成21年11月24日 申立て

高松地裁において却下決定が出され、その後、高松高裁に抗告申立を行ったが抗告棄却決定が出され、現在、最高裁に上告中

II 住民訴訟

1 香川県知事に対する公金支出差止め等を求める住民訴訟

〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の返還を求める訴え

〔経過〕平成22年4月26日 高松地方裁判所に訴状提出

第1回口頭弁論が開かれ、現在も訴訟係属中

2 小豆島町長に対する公金支出差止め等を求める住民訴訟

〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の返還を求める訴え

〔経過〕平成22年5月12日 高松地方裁判所に訴状提出

平成22年7月26日に第1回口頭弁論予定

III その他

1 所有権保存登記抹消登記手続請求

〔請求の内容〕内海ダム再開発事業によりダム底に沈むこととなる落合池の所有権登記に関し、所有者である落合池水掛の構成員らによる適正な議決を経ることなく旧内海町→国土交通省へと所有

権移転した旨の不実の登記がされているため、その抹消を求める訴え

〔経過〕平成21年11月9日 高松地方裁判所に訴状提出

2回の口頭弁論が開かれ、現在も訴訟係属中

■収用委員会の手続き

〔審理内容〕内海ダム再開発事業に関して起業者から収用または使用の裁決申請があった土地等の確定、損失補償金の額等につき調査、審理を行う

〔経過〕5回の審理手続き、現地調査を経て、平成22年4月20日に結審

現在、収用委員会による判断待ち

■次回裁判期日のお知らせ

平成22年7月26日（月）11：30～ 高松地方裁判所

巨大内海ダムに反対する「寒霞溪トラスト」に参加された皆様へ

環瀬戸内海会議事務局 松本宣崇

2007年11月、鳩山さん（当時民主党幹事長）が現地を訪れ、直後の記者会見では小豆島で「ムダな公共事業の典型を見てきた」と言い切りました。そして昨年政権交代で計画中止か、あるいは見直しになるのではと期待を寄せていましたが、前原国交大臣は09年12月、香川県知事に計画見直しすら拒否され、挙げ句には10年4月、内海ダムへの補助金満額交付を決定しました。

地元地権者を先頭に、島内外の支援者、そして立木トラスト参加者で、この5年間毎月一回香川県庁前での街頭宣伝、国の土地収用法に基づく事業認定に対する行政不服審査請求や内海ダム再開発事業認定取消請求訴訟、県・町を相手取った内海ダム計画への公金支出返還・差止請求訴訟と、あらゆる手を尽くしてきました。さる4月20日には香川県収用委員会が審議終了を宣言し、この7月にも収用裁決が下りようとしています。

闘いはまだこれからです。まだ間にあいます。法廷での闘いと連携しつつ、何としても世論の力で市民の力で本体工事を止めるために、全力を尽くしたいと思います。

現地では、全く公共性や公益性のない巨大内海ダムの不当性を世論に問い理解を求める場として、また地元住民のたまり場として、強制収用地内に「団結小屋」を建てました。

これまで、内海ダム建設に反対し、ともすれば嫌がらせを受けながら意志を貫く地権者に思いを重ね、内海ダム反対立木トラスト（寒霞溪トラスト）に参加頂いた皆様にあらためてご支援・ご協力をお願いします。

高齢を押し「団結小屋」を建て、世論の理解を求め、事業中止まで闘いぬく決意を固める地権者はじめ地元住民に思いを重ねてください。

ぜひ一度ならず二度・三度を現地にお出向き下さい。地元の皆様と交流してみてください。

激励の手紙、香川県への抗議、事業の見直しを求める署名、団結小屋建設や訴訟の支援カンパなど、あなたに出来るご支援を心よりお願いします。

7月18日に開催する「土地収用採決を許さずに、内海ダム再開発事業中止を目指す緊急決起集会」への参加をお願いします。かなわない場合は応援アピールをFAXでいただくと現地の皆さんも元気付くと思います。また、カンパもよろしく願いいたします。

応援アピール送付先：山西克明 0879-82-4268

カンパ送付先：口座 名義

ゆうちょ銀行 内海ダム再開発事業認定取り消し訴訟原告団 01690 9 132093

追伸：収用裁決が下ると保証金の受け取りと、明け渡し期日までに立ち木の抜き取りが求められます。そのままにしておくと強制代執行で抜き取られてしまい、立ち木トラストは終焉してしまいます。それでは立ち木トラストはあまりに無力です。みなさん、どのような抵抗手段を取るのが良いとお考えですか？ 松本までご意見をいただくと幸いです。

松本宣崇 電話・FAX 0862432927

「内海ダム再開発反対運動を支える会」からの緊急のお願い

いま、新内海ダム建設予定地を見おろす寒霞渓は美しい緑の濃淡が織りなす見事な景色で、紅葉の季節とはまた違ったすばらしい風景を楽しませてくれています。

ところがその風景が治水、利水のまともな科学的根拠を示せない再開発により壊されようとしています。反対する地主の方々は不合理な事業によって失われるふるさとの自然と先祖から受け継いだ土地を守り抜きたい一心で、さまざまな圧力にも屈することなく今日まで頑張ってきました。

私たちは、この地主さんと四つの訴訟を財政的に支援する事を目的にして、この度「内海ダム再開発反対運動を支える会」を結成いたしました。事務局は中井が担当いたします。私が事務局をお引き受けした理由は、学べば学ほどに不合理な事業であるという確信を持ったことと、この事業のために、生活が一変してしまった人や尊い運動を何としても支援していこうという思いに駆られたからです。

新聞報道によれば七月中にも県収用委員会の裁決が出る予定です。流域住民の生命と財産をも危険にさらす再開発事業のための土地強制収用は絶対に止めさせなければなりません。

工事は始まっていますが、私たちは最後まで、知恵と力をふりしぼって闘っていく決意をしています。その証として団結小屋を設置しました。

勇気のいる重い決断をしたのです。全国に向けてこの事業を告発し真実を伝えるための発信拠点にしたいと思います。

支える会では、皆さまに心から訴えます。

ぜひ、本会の仲間に加わっていただき、ご一緒にこの運動を支えてくださいますようお願いいたします。

同封の払込用紙に「支える会加入」もしくは「支える会カンパ」と記載の上、会費は1,000円を、カンパはその額を振り込んでいただければありがたいです。

ご協力くださった方には運動のお知らせなど、その都度送らせていただきます。

以上、訴えとお願いを申し上げます。

内海ダム再開発反対運動を支える会（略称：支える会）

事務局 中井 清子

〒761-4433

香川県小豆郡小豆島町神懸通甲 688-1

TEL・FAX (0879) 82-5825

ゆうちょ口座 内海ダム再開発事業認定取り消し訴訟原告団 01690 9 132093